

一般社団法人水難学会定款施行細則

第1章 会員

第1条 入会を希望する者は、様式1の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第2条 退会を希望する者は、様式2の退会届を会長に提出しなければならない。

第3条 会員は、会長に届出て、本細則第31条に定める地区のいずれかひとつに所属するものとする。

第2章 常務委員

第4条 水難学会に、常務委員を置く。

第5条 常務委員は、本細則第31条に定める地区ごとに推薦され、理事会及び総会の承認を受けて会長が委嘱する。

第6条 理事会は、施行細則第5条以外に若干名の常務委員を推薦することができる。ただし、総会の承認を必要とする。

第7条 常務委員は、常務委員会規則に基づく常務委員会に出席し意見を述べるとともに、議決する。

第8条 常務委員の任期は2年とする。ただし、再任は担当業務ごとに1回までとする。

第3章 副会長（常務委員）

第9条 水難学会は、常務委員より選出された若干名の副会長（常務委員）を置くことができる。定款第23条の副会長は、これと区別するとき理事・副会長と呼称する。

第10条 副会長（常務委員）は、会長により推薦され、理事会の承認を受けて委嘱する。

第11条 副会長（常務委員）は、定款第30条の理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第12条 副会長（常務委員）の任期は、常務委員の任期によるものとする。

第4章 役員の選考

第13条 水難学会は、理事候補者推薦委員会を設ける。

2 理事会は、若干名の理事と常務委員からなる理事候補者推薦委員会を組織し、理事候補者を諮問する。

3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年前年の12月を原則とする。

4 理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会に答申する。

5 理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

第14条 定款第23条に定めた監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

第6章 委員会

第15条 会長は、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことができる。

2 各委員会の委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 各委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。

第16条 各委員会の委員長は、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、委員会委員長が委嘱する。

第7章 学術集会

第17条 定款第3条の学術集会は、第 回（平成 年度）水難学会学術総会をいう。

2 学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。

第18条 学術総会は、毎年1回4月から6月の間に開催する。

第19条 学術総会における研究発表は、会員に限る。

2 学術総会において発表される内容の要旨は、会報に掲載する。

第8章 会報

第20条 定款第3条の会報は、「水難学会報 ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。

第21条 会報は、年4回発行する。

第22条 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。

第23条 会員は、会報を通読しなければならない。

第24条 会報は、会員以外も購読することができる。

第9章 指導員制度

第25条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める指導員規則による。

第10章 会費等

第26条 水難学会は、定款第8条により年会費を徴収する。金額は次のとおりとする。

- 一 個人会員 5,000円
- 二 学生会員 2,000円
- 三 法人会員 100,000円
- 四 賛助会員 50,000円

2 個人会員の年会費は入会の年度に限り、入会月が10月以降1月ごとに500円を減ずる。

第11章 地区

第27条 水難学会に、次の地区を置く。

一 東北・北海道地区

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県

二 北関東地区

群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県

三 南関東地区

千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

四 北陸信越地区

新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県

五 東海地区

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

六 近畿地区

滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県

七 中国・四国地区

岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県

八 九州・沖縄地区

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 各都道府県には、必要に応じて世話人（1名）をおく。

第12章 補則

第28条 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。

第29条 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

付則

1. 本細則は、平成23年6月11日から施行する。
2. 本細則は、平成25年6月 8日から施行する。
3. 本細則は、平成26年6月14日から施行する。
4. 本細則は、平成29年6月10日から施行する。